尾三衛生組合 一般廃棄物処理施設維持管理の状況 (令和7年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年5月19日法律第34号)による 改正後の同法第9条の3第6項(平成23年4月1日施行)の規定により、廃棄物処理施設の維持管理状況 を下記のとおり公表します。

インターネットでの公表が困難な連続測定記録については、組合事務所で閲覧できます。

更新日:令和7月11月11日 公表期間:令和11年3月31日

尾三衛生組合 業務課

1 焼却施設(施行規則第4条の5の2第1号)

施 設 名:尾三衛生組合 東郷美化センター 施設住所:愛知郡東郷町大字諸輪字百々51-23

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	種類
1 号炉	2657. 29	2143. 57	0.00	1877. 11	1638.30	2700.70							可燃ごみ
2 号炉	0.00	2658. 37	2961.91	2395. 17	1923. 78	0.00							可燃ごみ
計	2657. 29	4801.94	2961.91	4272. 28	3562.08	2700.70							

ロ 燃焼中の燃焼ガスの温度、集塵器に流入する燃焼ガスの温度及び煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

結果年月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	維持管理基準値
燃焼ガスの温度(℃)	928.0	918. 0	913.0	934.0	918.0	909.0							800℃以上
集塵器流入温度(℃)	195. 0	195. 0	196. 0	195.0	195. 0	195.0							概ね200℃以下
一酸化炭素濃度(ppm)	12.0	22. 0	11. 0	11.0	27. 0	34.0							100ppm以下
測定した号炉	1号炉	2号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉							

【測定位置】 燃焼中の燃焼ガスの温度:焼却炉室出口、集塵器に流入するガスの温度:集塵器入口、一酸化炭素の濃度:誘引通風機出口

※温度・濃度の値については、排ガス測定日の平均値

※連続測定を記録したものは組合事務所で閲覧できます。

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行なった目

除去をした場所							備考
除去年月日							
除去をした場所							備考
除去年月日							

ニ 排ガスの測定に関する結果等

【1号炉】

L 1 'J // 1									
測定ガスを採取した位置	煙突側定口	煙突側定口	煙突側定口						国基準値
測定ガスを採取した年月日	4月11日	7月18日	9月30日						
測定結果を得られた年月日	5月7日	8月26日	10月31日						
ばいじん g/m³N	<0.004	<0.004	<0.004						0.08
硫黄酸化物 ppm	11	9. 0	5. 3						30 組合基準値
窒素酸化物 v/vppm	70.0	78. 0	79.0						250
塩化水素 mg/m³N	48. 0	32. 0	16.0						700
ダイオキシン類 ng-TEQ/m³	-	0.000088	-						1
全水銀 μg/m³N	-	1. 2	-						50

【2号炉】

測定ガスを採取した位置	煙突側定口	煙突側定口	煙突側定口						国基準値
測定ガスを採取した年月日	5月16日	6月13日	8月19日						
測定結果を得られた年月日	6月11日	7月22日	9月18日						
ばいじん g/m³N	<0.004	<0.004	<0.004						0.08
硫黄酸化物 ppm	10	9.3	5. 7						30 組合基準値
窒素酸化物 v/vppm	82.0	90.0	90.0						250
塩化水素 mg/m³N	37. 0	28.0	8.0						700
ダイオキシン類 ng-TEQ/m³	_	0.0077	-						1
全水銀 μg/m³N	0. 56	-	0. 23						50

2 最終処分場(施行規則第4条の5の2第4号)

①施 設 名:折戸最終処分場 施設住所:日進市折戸町定納

イ 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量 埋立が完了しているため該当なし

- ロ 最終処分基準省令第1条第2項第7号の規定による点検(擁壁等) 埋立が完了しているため該当なし
- ハ 最終処分基準省令第1条第2項第9号の規定による点検(遮水工) 埋立が完了しているため該当なし
- ニ 水質の測定に関する結果等

【放流水】 (最終処分基準省令第1条第2項第14号ハ並びに維持管理基準省令第1条第3号ロ)

【双流水】 (最終処分)	基华 有								10 0 0 0	ı	1	1	1	
採取年月日			5月8日	6月5日		7月10日			10月9日					基準値
結果年月日		4月28日	5月21日	6月18日	7月16日	7月31日	8月29日	9月17日						
水素イオン濃度 (pH)	(pH)	7. 3	7. 5	7. 5	7.3		7. 7	7. 5	7.4					5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	(mg/1)	2.8	1.2	5. 2	2. 7		1.4	3. 4	2. 9					60
化学的酸素要求量 (COD)	(mg/1)	3.0	6. 7	8.0	4.0		5.6	9.0	8. 1					90
浮遊物質量 (SS)	(mg/1)	3.0	2.0	3.0	< 1.0		1.0	3.0	2.0					60
大腸菌数	(CFU/m1)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0					800
窒素含有量		20.0	17.0	27.0	11.0		23.0	12.0	29.0					120
(日間平均)	(mg/1)	(13.0)	(13.0)	(21.0)	(9.1)		(18.0)	(11.0)	(22.0)					(60)
燐含有量		< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05		< 0.05	< 0.05	< 0.05					16
(日間平均)	(mg/1)	(< 0.05)	(< 0.05)	(< 0.05)	(< 0.05)		(< 0.05)	(< 0.05)	(< 0.05)					(8)
アルキル水銀化合物	(mg/1)						不検出							検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/1)						< 0.0005							0.005
カドミウム及びその化合物	(mg/1)						< 0.003							0.03
鉛及びその化合物	(mg/1)						< 0.005							0.1
有機燐化合物	(mg/1)						< 0.1							1
六価クロム化合物	(mg/1)						< 0.02							0.5
砒素及びその化合物	(mg/1)						< 0.005							0.1
シアン化合物	(mg/1)						< 0.05							1
ポリ塩化ビフェニル	(mg/1)						< 0.0005							0.003
トリクロロエチレン	(mg/1)						< 0.0005							0.1
テトラクロロエチレン	(mg/1)						< 0.0005							0.1
ジクロロメタン	(mg/1)						< 0.0005							0.2
四塩化炭素	(mg/1)						< 0.0005							0.02
1,2-ジクロロエタン	(mg/1)						< 0.0005							0.04
1,1-ジクロロエチレン	(mg/1)						< 0.0005							1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/1)						< 0.0005							0.4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/1)						< 0.0005							3
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/1)						< 0.0005							0.06
1,3-ジクロロプロペン	(mg/1)						< 0.0005							0.02
チウラム	(mg/1)						< 0.006							0.06
シマジン	(mg/1)						< 0.003							0.03
チオベンカルブ	(mg/1)						< 0.0006							0. 2
ベンゼン	(mg/1)						< 0.0005							0. 1
セレン及びその化合物	(mg/1)						< 0.0001					1		0. 1
1,4-ジオキサン	(mg/1)						< 0.005					1		0. 5
ほう素及びその化合物	(mg/1)						0.17							50
ふっ素及びその化合物	(mg/1)						0.11							15
アンモニブ、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/1)	t	t				2.7		t					200
クルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	(mg/1)						< 1							5
/ルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)			<u> </u>				< 1		<u> </u>					30
フェノール類含有量	(mg/1)	<u> </u>					< 0.5							5
銅含有量	(mg/1)	 	 				< 0.02		 					
亜鉛含有量	(mg/1)	 	 						 					<u>3</u> 2
溶解性鉄含有量	(mg/1)	 	 				< 0.01		 					10
溶解性マンガン含有量	(mg/1)	 	 				0.91		 					
クロム含有量	(mg/1)	1	-				0.05		-					10
ダイオキシン類	(mg/1)	1	-				< 0.02		-					2
ノコペイング規	pg-teq/1	<u> </u>	<u> </u>			0.000028					l .	İ		10

【地下水】 (最終処分基準省令第1条第2項第10号並びに維持管理基準省令第1条第1号)

【地下小】 (最終処分	五十日		2 号井戸			24-11 11 11	1/4/11/7				
採取年月日			7月10日		8月7日						
結果年月日			7月31日		9月1日						# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
アルキル水銀	(mg/1)	1	.,,,	不検出	不検出						検出されないこと
総水銀	(mg/1)				〈 0,0005						0.0005
カドミウム	(mg/1)				< 0.0003			1			0.003
鉛	(mg/1)				< 0.0003						0.003
六価クロム	(mg/1)				< 0.001						0.02
砒素	(mg/1)				< 0.001						0. 01
全シアン	(mg/1)			不検出	不検出						検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	(mg/1)			不検出	不検出						検出されないこと
トリクロロエチレン	(mg/1)				< 0.0005						0.01
テトラクロロエチレン	(mg/1)				< 0.0005						0.01
ジクロロメタン	(mg/1)			< 0.0005							0.02
四塩化炭素	(mg/1))		< 0.0002	< 0.0002						0, 002
1,2-ジクロロエタン	(mg/1))		< 0.0004	< 0.0004						0.004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/1))		< 0.0005	< 0.0005						0.1
1,2-ジクロロエチレン	(mg/1))		< 0.0005	< 0.0005						0.04
1, 1, 1ートリクロロエタン	(mg/1))		< 0.0005	< 0.0005						1
1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/1))		< 0.0005	< 0.0005						0.006
1,3-ジクロロプロペン	(mg/1))		< 0.0002	< 0.0002						0.002
チウラム	(mg/1))		< 0.0006	< 0.0006						0.006
シマジン	(mg/1))		< 0.0003	< 0.0003						0.003
チオベンカルブ	(mg/1))		< 0.0006	< 0.0006						0.02
ベンゼン	(mg/1))		< 0.0005	< 0.0005						0.01
セレン	(mg/1))		< 0.001	< 0.001						0.01
1,4ージオキサン	(mg/1))		< 0.005	< 0.005						0.05
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	(mg/1))		< 0.0002	< 0.0002						0.002
ダイオキシン類	pg-teq/1	0.014	0.014								1

ホ 最終処分基準省令第1条第	2項第11号	みび維持	管理基準	省令第1第	条第2号の	規定による	る事項(均	也下水、ゟ	ブイオキシ	ン類等検	査結果に	対する措
測 定 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月					
措置の有無	測定なし	測定なし	測定なし	措置なし	措置なし	測定なし	測定なし					

へ 最終処分基準省令第1条第2項第13号の規定による点検 (調整槽)

	> 1 > 10 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0. 2 /////	(19.7111)	,					
点 検 日	4月30日	5月29日	6月25日	7月28日	8月27日	9月30日	10月29日			
点検結果	0	0	0	0	0	0	0			
措置の内容	-	-	-	-	-	-	-			

ト 最終処分基準省令第1条第2項第14号ロの規定による点検(浸出液処理設備)

点 検 日	4月30日	5月29日	6月25日	7月28日	8月27日	9月30日	10月29日			
点検結果	0	0	0	0	0	0	0			
措置の内容	-	-	-	-	-	-	-			

[※] 点検結果凡例 〇:異常なし ×:異常あり

チ 最終処分基準省令第1条第2項第14の2号の規定による点検(防凍) 該当なし

②施 設 名:三本木最終処分場 施設住所:日進市三本木町

イ 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

休止中のため該当なし

ロ 最終処分基準省令第1条第2項第7号の規定による点検(擁壁等)

点 検 日	4月30日	5月29日	6月25日	7月28日	8月27日	9月30日	10月29日			
点検結果	0	0	0	0	0	0	0			
措置の内容	-	-	-	-	-	-	-			

※ 点検結果凡例 〇:異常なし ×:異常あり

ハ 最終処分基準省令第1条第2項第9号の規定による点検(遮水工)

点 検 日	4月30日	5月29日	6月25日	7月28日	8月27日	9月30日	10月29日			
点検結果	0	0	0	0	0	0	0			
措置の内容	-	-	-	_	-	-	-			

※ 点検結果凡例 ○: 異常なし ×: 異常あり

ニ 水質の測定に関する結果等

【放流水】

NXIII/N		40150	FROR	0.05.0	7 T O T	5 U 10 U	0.050	0.11.11	10 0 0 0	1	T		ı
採取年月日		4月17日		6月5日	7月3日	7月10日	8月7日	9月4日	10月9日				基準値
結果年月日			5月21日	6月18日	7月16日	7月31日	8月29日	9月17日	10月24日				
水素イオン濃度	(pH)	8. 2	8. 2	8. 2	7.4		8. 5	8.4	8.3				5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	(mg/1)	0.6	0.8	1.6	2.5		0.8	1.8	1. 1				60
化学的酸素要求量 (COD)	(mg/1)	2.8	3. 3	4. 6	12.0		2. 9	3.8	3.8				90
浮遊物質量	(mg/1)	< 1.0	< 1.0		2.0		< 1.0	2	< 1.0				60
大腸菌数	(CFU/m1)	0.0	0.0	0.0	4.0		0.0	0.0	0.0				800
窒素含有量		1.2	1.2	1. 9	2.7		1.3	1.2	1.0				120
(日間平均)	(mg/1)	(1.1)	(1.2)	(1.8)	(2.5)		(1.3)	(1.1)	(0.9)				(60)
燐含有量		< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05		< 0.05	< 0.05	< 0.05				16
(目間平均)	(mg/1)	(< 0.05)	(< 0.05)	(< 0.05)	(< 0.05)		(< 0.05)	(< 0.05)	(< 0.05)				(8)
アルキル水銀化合物	(mg/1)						不検出						検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/1)						< 0.0005						0.005
カドミウム及びその化合物	(mg/1)						< 0.003						0.03
鉛及びその化合物	(mg/1)						< 0.005						0.1
有機燐化合物	(mg/1)						< 0.1						1
六価クロム化合物	(mg/1)						< 0.02						0.5
砒素及びその化合物	(mg/1)						< 0.005						0.1
シアン化合物	(mg/1)						< 0.05						1
ポリ塩化ビフェニル	(mg/1)						< 0.0005						0.003
トリクロロエチレン	(mg/1)						< 0.0005						0.1
テトラクロロエチレン	(mg/1)						< 0.0005						0.1
ジクロロメタン	(mg/1)						< 0.0005						0. 2
四塩化炭素	(mg/1)						< 0.0005						0.02
1,2-ジクロロエタン	(mg/1)						< 0.0005						0.04
1,1-ジクロロエチレン	(mg/1)						< 0.0005						1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/1)						< 0.0005						0.4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/1)						< 0.0005						3
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/1)						< 0.0005						0.06
1,3-ジクロロプロペン	(mg/1)						< 0.0005						0.02
チウラム	(mg/1)						< 0.006						0.06
シマジン	(mg/1)						< 0.003						0.03
チオベンカルブ	(mg/1)						< 0.0006						0.2
ベンゼン	(mg/1)						< 0.0005						0.1
セレン及びその化合物	(mg/1)						< 0.001						0.1
1,4-ジオキサン	(mg/1)						< 0.005						0.5
ほう素及びその化合物	(mg/1)						0.62						50
ふっ素及びその化合物	(mg/1)						< 0.08						15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/1)						1. 0						200
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	(mg/1)						< 1						5
/ルマルハネサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	(mg/1)						< 1						30
フェノール類含有量	(mg/1)						< 0.5						5
銅含有量	(mg/1)						< 0.02						3
亜鉛含有量	(mg/1)						0.08						2
溶解性鉄含有量	(mg/1)						0.05						10
溶解性マンガン含有量	(mg/1)						0.03						10
クロム含有量	(mg/1)		1				< 0.02						2
ダイオキシン類	pg-teq/1					0.0043							10
·	ro vey/1												

【地下水】

【地下水】									 	
		1 号井戸	2号井戸	1号井戸	2号井戸					
採取年月日		7月10日	7月10日	8月7日	8月7日					基準値
結果年月日		7月31日	7月31日	9月1日	9月1日					
アルキル水銀	(mg/1)			不検出	不検出					検出されないこと
総水銀	(mg/1)			< 0.0005	< 0.0005					0.0005
カドミウム	(mg/1)			0.0010	0.0010					0.003
鉛	(mg/1))		< 0.001	< 0.001					0.01
六価クロム	(mg/1))		< 0.005	< 0.005					0.02
砒素	(mg/1))		< 0.001	< 0.001					0.01
全シアン	(mg/1))		不検出	不検出					検出されないこ
ポリ塩化ビフェニル	(mg/1))		不検出	不検出					検出されないこ
トリクロロエチレン	(mg/1))		< 0.0005	< 0.0005					0.01
テトラクロロエチレン	(mg/1))		< 0.0005	< 0.0005					0.01
ジクロロメタン	(mg/1))		< 0.0005	< 0.0005					0.02
四塩化炭素	(mg/1))		< 0.0002	< 0.0002					0.002
1,2-ジクロロエタン	(mg/1))		< 0.0004	< 0.0004					0.004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/1)			< 0.0005	< 0.0005					0.1
1,2-ジクロロエチレン	(mg/1))		< 0.0005	< 0.0005					0.04
1, 1, 1ートリクロロエタン	(mg/1))		< 0.0005	< 0.0005					1
1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/1)			< 0.0005	< 0.0005					0.006
1,3-ジクロロプロペン	(mg/1))		< 0.0002	< 0.0002					0.002
チウラム	(mg/1)			< 0.0006	< 0.0006					0.006
シマジン	(mg/1))		< 0.0003	< 0.0003					0.003
チオベンカルブ	(mg/1)			< 0.0006	< 0.0006					0.02
ベンゼン	(mg/1))		< 0.0005	< 0.0005					0.01
セレン	(mg/1))		< 0.001	< 0.001					0.01
1,4ージオキサン	(mg/1))		< 0.005	< 0.005					0.05
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	(mg/1))		< 0.0002	< 0.0002					0.002
ダイオキシン類	pg-teq/1	0.015	0.042							1

ホ 最終処分基準省令第1条第2項第11号及び維持管理基準省令第1条第2号の規定による事項(地下水、ダイオキシン類等検査結果に対する措置)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
措置の有無	測定なし	測定なし	測定なし	措置なし	措置なし	測定なし	測定なし			

へ 最終処分基準省令第1条第2項第13号の規定による点検 (調整槽) 該当なし

ト 最終処分基準省令第1条第2項第14号ロの規定による点検(浸出液処理設備)

点 検 日	4月30日	5月29日	6月25日	7月28日	8月27日	9月30日	10月29日			
点検結果	0	0	0	0	0	0	0			
措置の内容	-	-	-	-	-	-	-			

※ 点検結果凡例 〇:異常なし ×:異常あり

チ 最終処分基準省令第1条第2項第14号2の規定による点検(防凍) 該当なし